

「次世代育成対策推進法」および「女性活躍推進法」に基づく行動計画の策定について

串本福祉会では、「次世代育成対策推進法」および「女性活躍推進法」に基づき、2020年度から3年間を計画期間とする「一般事業主行動計画」を策定しました。女性の活躍推進、次世代育成支援をはじめ、全ての社員が能力を最大限に発揮し、いきいきと活躍できる会社を目指します。

1 一般事業主行動計画の計画期間

2020年4月1日から2023年3月31日までの3年間

2 目標と取り組み内容

目標1 年次有給休暇の取得促進

<取り組み内容>

1. 責任者会議、フロア会議等を通じて年次有給休暇の積極的な取得を呼びかける。

目標2 行動計画期間中に、責任者クラス（主任、副主任、リーダー、サブリーダー）へ女性2名以上を新規登用する。

<取り組み内容>

1. 女性が活躍できる職場であることについての求職者に向けた積極的広報
2. 職場と家庭の両方において男女がともに貢献できる職場風土づくりに向けた意識啓発
3. 従来、男性労働者中心であった職場への女性労働者の配置拡大と、それによる多様な職務経験の付与